

奈良県広域水道企業団職員の旅費に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第30号

奈良県広域水道企業団職員の旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 職員が公務のために旅行するときは、この規程に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び同法を施行するための法令の例による。

(職員の職務の級と旅費相当額)

第2条 職員に対して支給する旅費額は、その者の属する別表の左欄に定める奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第17号。以下「給与規程」という。）別表第1に規定する給料表（以下「給料表」という。）の職務の級に対応する別表の右欄に定める一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する行政職俸給表（一）（以下「行政職俸給表（一）」という。）の職務の級にある者の旅費相当額とする。

(私有自動車等の交通費)

第3条 内国において旅行命令権者（任命権者をいう。以下同じ。）の承認を受けて私有自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち、職員（その配偶者並びに同居の親族及び旅行命令権者がこれに準ずる者として特に定める者を含む。）が所有するもので、公務に使用することについて旅行命令権者の承認を受けたものをいう。）を使用する旅行の場合におけるその他の交通費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「令」という。）第8条第3号の規定にかかわらず、1キロメートルにつき20円とする。

(職員以外の者の旅費等級)

第4条 職員以外の者で常時一定の手当の支給を受ける者又は一時手当の支給を受ける者若しくは手当の支給を受けない者の旅費等級については、企業長がその都度定める。

(旅費の調整)

第5条 企業長は、旅行者が奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）以外の者から旅費の支給を受ける場合、その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上、この規程又は旅費に関する他の規定による旅費を

支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 前項の規定による旅費の調整は、次の各号に該当する場合に、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 職務の級又は号給が遡って変更された場合においては、既に行った旅行の旅費額の増減は行わない。

(2) 第3条に規定する私有自動車等に職員が同乗して旅行した場合におけるその他の交通費は、支給しない。

(3) 鉄道旅行又は水路旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合いにより所定の級に応ずる旅客運賃又は急行料金を支給することが適当でないと認められる場合には、その級に応ずる旅客運賃又は急行料金を支給しない。

(4) 給与規程第11条第1項第1号若しくは第3号、第2項第2号の規定により算出した交通機関に係る通勤手当が支給される職員（奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和7年3月企業管理規程第28号）の規定により、これらと同等の費用弁償又は通勤手当が支給される職員を含む。）の旅行経路に、当該職員の通勤手当の額の算出の基準となった通勤の経路（奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第23号）第8条第1項第1号に定める額を支給されている経路に限る。）と重複する区間がある場合、又は当該経路に係る定期券を利用できる区間（当該定期券に記載された金額の範囲内のものに限る。）がある場合、これらの区間に係る鉄道賃（令第5条第1項第1号の規定による額の鉄道賃に限る。）、船賃（令第6条第1項第1号の規定による額の船賃に限る。）及びその他の交通費（令第8条第1項第1号の規定による額のその他の交通費に限る。）は、支給しない。

(5) 宿直勤務を命ぜられた職員が当該宿直勤務を用務として旅行した場合その他の宿泊手当を支給することが適当でないと認められる場合には、宿泊手当の一部又は全部を支給しない。

(6) 企業団の経費以外の経費から旅費が支給される旅行については、正規の旅費額のうち企業団の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は、これを支給しない。

(7) 前各号に定めるもののほか、正規の旅費を支給することが、旅費計算の建前に照らして適当でない場合においては、任命権者は必要な旅費の調整を行うことができるものとする。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

給料表の職務の級	行政職俸給表（一） の職務の級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級
5級	5級
6級	6級
7級	7級
8級	8級
9級	9級